

令和6年度

# 京都市建築物火災安全改修 モデル事業の御案内

京都市都市計画局

建築指導部建築安全推進課

## 1 事業の目的

既存建築物の火災安全対策は、新築時の対策と比べ、煙を確実に遮断するなどの技術面での難しさや、テナントとの合意形成など事業プロセス面での複雑さが存在し、過去の事例もほとんどないことから、その促進にあたっては、改修方法やノウハウの蓄積及び普及が必要です。

そこで、構造上火災時のリスクが高い既存建築物の火災安全改修を早急に進めるため、技術面、事業プロセス面での知見の蓄積に資するモデルとなる事業に対して支援します。

※ 火災安全改修：二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物について、火災に対して避難上安全な構造とするために行う改修であって、直通階段等の堅穴部分の防火・防煙区画化、直通階段と一定隔離した室等の退避区画化、直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置等を言います。

## 2 事業の概要

### (1) 火災時の安全性を向上させるための改修工事の実施

次のいずれかの要件に該当し、改修の結果、直通階段又は当該改修を行った階が避難上安全な構造となるものを対象とします。

ア 建築物の構造等を踏まえ、改修方法に技術的な工夫が必要な火災安全改修

イ 建築物の利用状況等を踏まえ、事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修

なお、建築物の火災安全改修のための計画は、補助対象建築物が建築士法第3条第1項に掲げる建築物である場合は一級建築士が、同法第3条の2第1項に掲げる建築物である場合は一級建築士又は二級建築士が作成することが条件です。

### (2) 取組実施の報告及び広報への協力

本事業の支援を受ける場合、モデルとして次に掲げる事項の実施をお願いします。

ア 事業の実施により得られた成果、知見等を国及び本市に報告すること。

イ 国及び本市による成果、知見等の収集、評価、検証、普及啓発等に際して、資料の提供、見学会の実施等に協力すること。

ウ 補助対象建築物に共有者又は賃借人がある場合は、当該共有者又は賃借人に対し火災安全改修ガイドラインの周知を図ること。

	申請者	京都市
京都市建築物火災安全改修モデル事業の概要	・所有又は管理する建築物の火災安全改修の実施 (計画の策定、調査設計計画の作成を含みます。)	・火災安全改修に係る左記の費用の補助金交付 ・モデル的な取組とするための申請者への情報提供
	・火災安全改修の実施により得られた成果、知見等の報告書の作成	・報告書作成に係る費用の補助金交付 ・報告を受けた知見の普及啓発

なお、補助金の交付を受けて火災安全改修を実施した補助対象建築物については、事業完了後10年間以内に市長の承認なく譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはなりません。

### 3 支援の内容

事業の実施にあたり、以下の支援を行います。

#### (1) 火災安全改修に係る費用の補助金の交付

##### ア 補助対象建築物

補助対象建築物の主な要件は、次のとおりです。

- ・ 二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物であること。
- ・ 住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満である、階数が3以上の建築物であること。
- ・ 本市の区域内に存する建築物であること。

##### イ 補助事業者

本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象建築物の所有者又は管理者で所有者の同意を得ている者で、補助事業を実施する者としません。

##### ウ 補助対象費用

補助対象費用は、次に掲げる費用を合算した額とします。

- ・ 建築物の火災安全改修のための計画の策定に要する費用
- ・ 建築物の火災安全改修に関する調査設計計画に要する費用
- ・ 次に掲げる建築物の火災安全改修工事に要する費用
- (ア) 直通階段等の堅穴部分の防火・防煙区画化に要する費用
- (イ) 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。）に要する費用
- (ウ) 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置に要する費用
- ・ 事業の実施により得られた効果、知見に係る報告書作成に要する費用

※補助金の交付申請に至るまでの調査、計画策定、申請に係る費用は補助の対象となりません。補助金交付決定後の計画の策定や調査設計計画に要する費用、火災安全改修に該当する工事費用及び報告に係る費用等が対象となりますのでご注意ください。

##### エ 補助内容

補助件数原則1件、補助率100%、補助額の上限 2千万円

※代理受領制度を利用することで、事業費の補助額相当分を申請者が一時負担することなく火災安全改修を実施することが可能です。

#### (2) 事前の御相談

申請に当たっては、必ず事前相談を行ってください。

相談あるいは申請の提出をするときは、(3)のお問合せフォームによりあらかじめ日時等を予約した上で御来庁ください。

<事前相談に必要な書類>

ア 補助対象建築物の付近見取図、外観写真及び室内写真

イ 4(3)の必要書類が準備できる方は、お持ちください。

- (3) お問い合わせフォーム URL :

[https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form\\_id=8155](https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=8155)

二次元コードはこちら→



#### 4 申込方法

- (1) 申請先

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課（分庁舎 2 階⑦番窓口）

- (2) 必要書類

交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

ア 対象建築物の位置図、補助事業に係る箇所を明記した配置図、平面図、立面図並びに断面図

イ 対象建築物の外観写真

ウ 提案書（改修方法に技術的な工夫を示すもの、事業プロセスの工夫を示すもの、事業スケジュール、補助金申請額の内訳等）

エ その他市長が必要と認める書類

- (3) 申請方法

お問い合わせフォームから御予約の上、指定の日時に京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課までお持ちください。

なお、提出書類に不備があった場合は指定する期日までに再提出を依頼することがあります。再提出が必要な場合でも募集期間内に提出が必要になりますので御注意ください。

#### 5 交付決定までの流れ

- (1) 事業内容の適合の確認

(2)の観点により評価を行います。また、必要に応じて市職員がヒアリングを行います。

- (2) 評価の観点

ア 補助要件への適合性

イ 技術面又は事業プロセス面でのモデル的な取組であり、他の建築物へ活用できる内容かどうか

ウ 技術面での実施体制があるかどうか

エ 補助事業に要する費用の額及び資金計画が妥当かどうか

オ 年度内の事業完了の見込み

- (3) 補助金等の交付決定の通知

採択の可否を、申請から 1 か月以内に文書にて通知します。

#### 6 その他

事業の履行について、交付の決定から計画の着手、中間報告など事業の履行、財産処分  
の権限に関する詳細は「京都市建築物火災安全改修モデル事業補助金交付要綱」に掲載  
しております。併せて御確認ください。

7 問合せ先（土、日、祝日を除く午前9時～11時30分及び午後1時～午後5時）

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課（分庁舎2階⑦番窓口）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3613 FAX：075-212-3657

お問合せフォーム URL：

[https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form\\_id=8155](https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=8155)

二次元コードはこちら→



火災安全改修に関するホームページURL：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000308265.html>

二次元コードはこちら→

